

会議の名称	議会改革特別委員会	開催月日・令和5年9月25日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後11時33分
出席者	南谷 清司 後藤 國弘 安藤 誠 佐藤 健 川柳 雅裕 花村 隆	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会活動の活性化について ○ 大学・学識経験者との連携の連携先、運用方法について ○ 議員章、手帳の交付について ○ 会派室割当方法について 	

南谷清司委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。

前回の協議において決定しました協議スケジュールをお配りさせていただきます。今日は一番上の①はもう終わっています。終わって議運へ送られています。②③④⑤を行けるところまで行こうと思うんですが、最初に②常任委員会任期見直し後の委員会活動の活性化ということで、前回、案を示させていただいて、大体ご了解をいただきました。ペーパーの案だけではなかなかわからないので、私の方で理念等をまとめさせてもらいますということで会議が終わっております。

ということで、常任委員会活性化の考え方、裏側が前回お配りした委員会活動計画というものになります。委員会活動の計画は何も変わっていません。前回お示しさせていただいたものと同じです。その反対側にこの活動計画に関する考え方を私の方で前回の話を、私の説明も含めてまとめさせていただきました。ちょっと読み上げさせていただきます。理念、常任委員会が所管する政策課題への取り組みの充実、これが一番の目標になると思います。そのためには、各委員、議員それぞれの取り組みの充実が必要、委員会が活性化するためには委員がしっかり取り組まないといけないということです。それがあってこそその常任委員会の活性化、これが基本的な理念です。

そのための対策(1)、常任委員会が主体的に取り組む。常任委員会が主体的に活動することが活性化につながるので、常任委員会自身が活動計画を作成する。また、重点テーマの決定に際しては、重点テーマごとに担当委員、議員を決め、担当委員、議員が責任を持って計画を立案し、検討を進める。なお、議会事務局は連絡調整のみ担当し、活動計画や活動報告の作成には携わらない。常任委員会が自分たちで分担を決めて、自分たちで頑張りたいと、こういうことが(1)に書いてあります。

(2)各委員、議員の意識を高める。各委員、議員が自分ごととして重点テーマを捉え、理解を深めるとともに、委員会活動を通して重点テーマに対する委員、議員自身の意見をまとめると、与えられたものを考えるというのではなく、自分ごととしてテーマを捉えて、自分自身、委員自身の意見をしっかりとまとめていくと、これが(2)です。

(3)市民のチェック機能を盛り込む。常任委員会活動計画と活動報告、各委員、議員の重点テーマに対する意見を

それぞれ議会ホームページを通して市民へ公表し、市民からのご意見をいただく。活動した結果は各委員、議員の意見も含めて、委員会の意見も含めて、全体をホームページで公表する。市民からの意見が来るかどうかわかりませんが、市民のご意見をいただくということです。

こんなような考え方で進めると、常任委員会活性化も実のあるものになるのではないだろうかということで、理念としてペーパーをまとめさせていただきました。

最後、常任委員会の委員の任期については議会運営委員会で継続審議となっています。

その下、これは余分なことかもしれませんが、私の感想です。常任委員会の活性化の第一歩として、今年度の各常任委員会の行政視察報告書、これも各委員、議員が分担して作成してはどうか。私、1回だけ行政視察に行ったことがあるんですけど、報告書は案を見せてもらって、ご苦労さまと言っただけで終わってしまったんですけど、やはり委員が自分で書くべきものじゃないかなというふうに思っています。そういうこともせずして、活性化も何もないだろうというのが根底にある話です。ということで、議会改革特別委員会のまとめとして、議運へ送られていく前に皆さんのご意見を確認させていただいて、特に問題がなければこのまま議運へ提案という形で送らせていただきますが、いかがでしょうか。

佐藤委員

2点ほど疑問点がありまして、そもそも行政視察に関してなんですけれども、結構費用もかかりますし、毎年やってきていると思うんですけど、そもそも必要性とかがよくわからないところもある中で、一応今年度は参加する予定はしているんですけども、そういったこともあるので、そもそも行政視察そのものがどうなんだろうかみたいなのところにちょっと疑問もあるんですけど、この注意書きの2つ目にちょっと疑問もあるということを思います。あとは重点テーマに関してなんですけど、自分ごととして捉えるということを書いてあるんですけど、やはり各個人個人で議員さんにどうしても関心事はどうしても皆さん違うので、自分ごととして捉えてくださいと言ったからといって、直ちにそれが本当の意味で自分ごととして捉えてもらえるのかというのはちょっと別なのかなというところと、特に情報収集という面で、今、議会の図書室とかがあまり充実していない中で、調査や活動とか円滑に回っていくのか、国会であれば国会図書館があって、非常にサポートしてい

ただけるわけですけど、市議会の場合、こちらの議会では今のところはそういったことが少ないので、果たしてそれを調査、どれぐらいできるのかというところとかがちょっと問題。ここの議会事務局は活動計画や活動報告の作成に携わらないというのもあるので、各委員がちゃんとサポートする体制が整ってないんじゃないかというところはちょっと疑問なので、そこの2点申し上げます。

南谷清司委員長

疑問点ということで、まず最初の常任委員会の行政視察うんぬんについては、ここで今、なんやかんやというわけにはいきませんので、また次の議会改革特別委員会が、次年度というか、おそらくアンケートか何かで議員に調査がかかると思いますので、そのときにまた上げていただいて、今回行ったけれど、こういうことがあるので、こういう観点からそのまま続けようなのか、見直しを考えようなのか、改善しようなのかというふうに、1回行ってみないとわからないと思いますが、そういう形で進めていただいた方がいいのではないかなと思います。

それから、その次の自分ごとという話ですが、これは確かに議員それぞれ立候補されたときに、自分自身のライフワークという言葉をよく使われるけど、政治的テーマを持って立候補されて、議員活動されますので、それはそれとして当然大事なことなんですけど、委員会を活性化するという場合には、委員会のテーマの中で何かがないと、委員会は活性化しないんです。そういう意味の自分事なんですけれど、最初から委員会の重点テーマごとに担当委員を決めるという、その重点テーマは自分で出して、自分でという、そこで最初の委員会でああだこうだ多分あるでしょうけど、そういうような意図なんです。委員会として、その委員として、何をどう考えて1年間委員会活動をするかという、そういう意味の言葉になっています。

最後の事務局との関係なんですけど、本来、議会事務局は議会運営がまず第一、その次が議事調査だと思うんです。議事調査のアシスト、補助といいますか、資料を集めるなり何なり、そういう助言なり、多分それが議会事務局の大きな仕事で、報告書の作成とかは議員が自ら作って、その助言をいただくというような形なんだろうと思うんですけど、ただ、その調査機能はスタッフの人数と予算もろもろがありますので、議事運営課と議事調査課とでも分けられていれば十分できるんでしょうけど、そんなような状況にはないので、現実的にはなかなか厳しいなど、現実的には

佐藤委員	<p>そう思います。というのは私が勝手に意見を言いましたけど、他に何か今のことに加えて、何かこんな考え方もあるよとかありますか。</p>
南谷清司委員長	<p>(2)のところが、どの程度各委員が業務というか、やることが要求されているのかちょっとよくわからないというところだけちょっと疑問としては残っております。</p>
佐藤委員	<p>私もそこが悩みどころで、要するに常任委員会の活性化というのは、どこまで皆さん本当にやられるつもりかというのが技術的にあるんです。活性化って言うのはいいんだけど、どこまで活性化深めるのという、やればやるほど仕事が増えるわけで、やってみないとわからないというところなんです。ですから、テーマを1つだけに絞って、それを1年間やって、2年任期だったら2つにして2年間やるか、手を広げると多分できないので、というようなことを考えると、各常任委員会の実態と各委員の議員のお気持ちがどういうふうかなという、実際、自分自身の議員活動もありますから、というようなことで、ちょっとわからない感じもします。</p>
南谷清司委員長	<p>ちょっと懸念しているのは、議員さんによってはものすごく頑張る方とそうじゃない方いらっしゃると思うんですけど、頑張ったから、それが本当の意味でどれくらいその常任委員会に役立つのかとかいろいろな問題があって、一番の問題はものすごく頑張る人がいて、例えばレポートを200ページまとめてくれました、もう1人は5ページにまとめました。そういったことになって、しかもそれがホームページで発表されるようになったときに、5ページの人はさぼっとるんじゃないかとか、いろいろな中傷とかにつながる可能性もありますし、いろいろな課題があるような気がして、バランスをどういうふうにすれば円滑にいくのかということも、ちょっと検討が必要かなというふうに思っております。</p>
南谷清司委員長	<p>そういうところですね、それはおっしゃる通りで懸念される場所です。一般的には文字数を多分制限して、みんなA4、1枚にしましょうねという、そんな話に多分なるんですけど、そこまでは書き込んではいないんですが、運用していくとなると、そういう運用を考えないといけませんよね。どうしましょう、そういうところまで詰めま</p>

	<p>すか。それともいっぺん投げて、各常任委員会でどうするかということは多分考えられるので、それ考えるのも活性化だと私は思うんですけど、いかがですか。議運はまた議運で意見が出てくると思いますので、こんなことは負担が多いから嫌だとかいう意見もあるでしょうし、いかがですか。</p>
佐藤委員	<p>こちらの委員会としても、こういった意見が出ましたということを経験に送ればそれでいいかなと思います。</p>
南谷清司委員長	<p>運用にあたっての注意事項を意見として今の内容をちょっと付け加えて、議運へ送らせていただきますので、他にご意見は。</p>
	<p>(発言なし)</p>
南谷清司委員長	<p>1つ目の委員会活動活性化については終了ということでお願ひします。</p> <p>その次、大学、学識経験者との連携先、運用方法についてへ移らせていただきます。進行予定表の③です。大学、学識経験者の連携なんですが、一番問題になるのは予算措置、要するに外部から来てください、しかもそれなりの立場のコメントをお願いしなさい、当然お金が、報酬、謝金なのか、お金が要ります。そして、実費弁償で交通費があると、市の審議会の委員はおおむね1回6000円という単価計算にどうもなっています。委員長は、それなりの学識経験者の方が委員長をお務めになりますけれど、委員長、特別余分にももらえるの、とこの前こっそり聞いたら、同じと言われましたので、委員長でも6000円と、そういうことなんですが、市が設置するのではなくて、連携でアドバイザーとか何かという形で来てもらうと、もうちょっとお金を払わないといけないと、研修会、講習会で講演に来てもらうと、もっとお金を払わないといけないというところで、その辺の予算措置の状況を説明してもらえますか。</p>
議会総務課課長補佐	<p>今年度の予算ベースでお話をさせていただきます。まず、今年度は改選の年になります。全員の皆さんに一度講習会を受けていただくための予算として21万円程度を確保させていただきます。それともう一つ、毎年度予算立てをさせていただきますのが、例えば委員会の調査等</p>

南谷清司委員長	<p>で学識経験者を呼ばなければならないようなことが発生した、いわゆる専門的事項調査に関して、先ほど委員長おっしゃられた6000円、3回分を2つの委員会が行いうるだけの予算措置は毎年度取らせていただいております。</p>
議会総務課長	<p>大きい研修会なり講演会で1回分21万と、委員会クラスを想定しているけれど、2つの委員会で3回だから、全部合わせると6回、3委員会であれば2回で単価は6000円と、それだけの予算は措置してあるということですね。21万円というのは4年に1回なんですか。</p>
南谷清司委員長	<p>今年度から予算措置されて、4年に1回の予定です。</p>
南谷清司委員長	<p>今年度分はほぼ計画済みということですね。この21万円はほぼ計画済みということは、使えるのは、6000円掛ける3回掛ける2回、6000円を6回と、これだけ分は予算措置がされているということになります。これも皆さんが何をどのように考えていらっしゃるかわからないので、なかなか議論のし仕方も難しいんですが、一番簡単にすぐ何とかなりそうだなというのが、今度市民との意見交換会がありますよね、これを各委員会ごとにそれぞれテーマか何かを決めてやるというような話が今進んでいると思うんです。そこに有識者、学識経験をアドバイザーで1回呼んで、ちょっと様子を見ると、その様子を見て、これはいいなと思うのか、そう大したことないと思うのかよくわかりませんが、あるいはちょっと呼ぶのも大変だぞという話になるのか、ちょっと様子を見て、次年度の予算要求に間に合わないか、間に合わないけど、ちょっとこの枠を1つくらい増やしてもらって考えていくと。これは私がずっと考えてて、この程度かな、できそうなのかなと思ったんですけど、今年度は大きい講演会が1回あるそうですので、これはどちらかというと議員研修で、自分たちの議会活動、議員活動のあり方に関する研修という要素が予算要求上は強いんじゃないかなと思うんですが、そうじゃなくて、委員会活動、政治活動、羽島市の市政に向けたということなら、まずはそんなところかなと思うんですけど、ちょっと一人一人意見を聞いてみたいと思いますので、よろしいですか。</p>
佐藤委員	<p>全員で講習を受ける予算で21万円、4年に1回組まれているということなんですが、そもそもこの講習は何のこ</p>

議会総務課課長 補佐	<p>となんでしようかというのが、ちょっと意味がわからなくて。</p> <p>先ほどお話しした約21万円につきましては、外部からの講師にいわゆる座学の講義を1回していただく費用ということになります。</p>
南谷清司委員長	<p>多くは報酬というか謝金と、交通費、実費弁償。この前、ふれあい会館で講演会があって、議員皆さん行かれたと思いますけど、あれと同じようなことを羽島市議会でもやるという、そういうことですね。</p>
佐藤委員	<p>研修とかがすごく多いなというか、この前も行きましたけれども、どれぐらい役に立つのかどうかがよくわからないようなところもあったりとか、いろんな課題があるように考えておまして、講習に関しては、漫然と受けるよりも、関心事項に対して、この調査で呼ぶとかの方がいいような気がするので、逆にその21万円を減らして、こちらの委員会に呼ぶ予算にするとか、何かそういった考え方もあり得るのかなとか思いまして、見解を伺いたいです。</p>
議会総務課長	<p>この研修につきましては、昨年度の10月に全員協議会で諮って、研修を行うということで議会から市の方に要望した予算となっております。現在、正式には契約しておりませんが、仮予約をしています。</p>
南谷清司委員長	<p>現状は全協で検討してやることを決めて、予算要望して、予算がついて、それを事務局の方が全協の結果に従って進めていると、ほぼ予約済みということですので、佐藤委員や安藤委員が当選される前に決まっているということですので、ここでそれをどうのこうのすることはできないと、しかも今のところ4年に1回ということですので、今ここで手をつけるということは難しい状況です。</p>
安藤委員	<p>なかなかその6000円では、本当に市内の方とか、本当にご厚意で来ていただける方を見つけなければいけないので、ちょっと現実難しいのかなということは思います。</p>
南谷清司委員長	<p>総額予算で、執行は1万2000円掛ける3回でもいい。</p>

議会総務課課長 補佐	若干補足をさせていただきたいのですが、いわゆる専門的事項調査というのが自治法なり会議規則に位置づけられた委員会の調査活動として呼ぶ場合になりますので、そうなりますと、市のいわゆる審議会に委員を呼ぶのと同列で報酬と費用弁償を支払うことになりますので、要するに1回来ていただければ6000円という考え方でお願いしたいと思います。
佐藤委員	新幹線の場合にどうなのかなというところが一つ疑問に思いましたけれども、今の話で、交通費はもらえるということなんでしょうか。
南谷清司委員長	予算枠がどれだけあるかによって東京からの交通費は多分その予算ないでしょうから難しいかと思えますけど、岐阜大学とか、朝日大学とか、岐阜協立大学とか、そのぐらいだったら多分払うお金もあるだろうというふうに思えますけど。
佐藤委員	新幹線だとどうなのかなというのが疑問に思ったんですが、それだけです。
南谷清司委員長	東京からの交通費はありそう。
議会総務課課長 補佐	費用弁償そのものにつきましては、行政視察の旅費がまさに費用弁償になりますので、そのもの自体は一応組んでありますので、残額なり、呼ぶとなった時点でどれだけかという話になるかと思えます。
南谷清司委員長	要するに事務局が持っている交通費全体の枠があって、その中で議員も使ういろいろ使うので、どれだけ回せるかという話になるので、その時点での予算執行状況との話になる。多分、東京からというのは多分無理だと私は思いますが、私達の行政視察がどこか行かずにおけば来てもらえるようになるかもしれないし、どういうふうかちょっとわからない状況ですね。
佐藤委員	東京に限らず、大阪とかでもいいんですけど、例えば名古屋から呼ぶ場合とかに関しても、在来線にするのか、あるいは新幹線にするのかとか、そういった論点がありますし、学識経験者によってはやっぱりちょっと新幹線じゃないと忙しくて困るとか、いろんなバリエーションがあると

南谷清司委員長	<p>思うので、そこら辺がどうなのか気になったんですけど、意見としては、やはり時間が大事な方が多いと思いますので、例えば名古屋からお越しになる場合、新幹線が使えるようにしていただきたいという気はします。可能であればですけど。</p> <p>原則的には、公務員の出張と同じ計算になります。税金になりますので、公務員の旅費規程に準じて支給をされると思います。</p>
川柳委員	<p>私、この大学とか学識経験者との連携と連携先の運用方法については、見た目は素晴らしいことだなというふうには思えるんですけど、ただ、大学の先生というのと、やはりその人のやっている研究とか考え方というのはいろいろあるわけです。様々な考え方を持った人がいろんな研究をなさってみるので、人選がすごく大変だと思うんです。例えば、羽島市議会に関係ないことを例にしますと、例えば原発についてどう考えるかという賛成意見を持った研究家とか反対意見を持った研究家とかいろいろいるわけだから、これをどう選ぶかというのは、その都度こういう人を呼びたいので、これはどうですかということをおもひながら諮らないと危険だと私は思います。だから、本当にこの人を呼んでまで、交通費払ってまで来てもらうというような、必要性に応じたことをまず選んで決めていくということは大事なんだけど、慎重になることもないんだけど、人を選ぶときに、みんなに有意義になることをちゃんと共有できることを言える人というのと、結構いいこと言ってるようで、限られちゃうような気がしてて、少し心配します。</p> <p>あと、ちょっと報道機関に携わった者として意見を言いますと、私達はよく新聞作るときなんかは新聞紙の意見をよく求めるんですけども、夕刊を作るときなんかには3時間の間にこの人はこういうこと言ってるんだけどどう思いますかという、学識経験者とか大学の先生に意見を聞くとき、謝礼はというと、当社規定の謝金を送っておきますのでよろしくお願ひしますで終わりなんです。だけど、何とか出版、何とか新聞に載るといことがわかってるからいくらであろうが協力するというようなことを学識経験者の人とか大学の先生は言ってくれるんだけど、これは羽島市議会でもマスコミと一緒に、羽島のために一肌脱ごうかというふうには思うんだったら、羽島市は6000円しか用意できないけど、これでもよろしいですかという人を選べばいいと</p>

私は思うので、自信を持ってどんどんアタックしていけばいいと思います。以上です。

南谷清司委員長

今謝金の話が出ましたけど、市議会へ来て何かしたということは、マスコミと同じで、今の大学は文部科学省から補助金をもらうために、地域貢献が非常に要求されているんです、ですから、市議会にしてもどこかの団体にしても大学の先生に来てもらうっていうことは大学にとってメリットがあるので、基本的に喜んで来てくれるのではないかなと、そういうマスコミと同じような感覚でいけば、安いから行かへんよなんていう話にはなかなかかなりにくいだろうなと想像はしているし、私の経験上もそうです。ですから、今の話では人選の課題というのは確かにあるので、これをさっきの活性化と同じで、議員自らが探して、議員自ら交渉して頼む、あるいは議員自ら探して、交渉だけは事務局にしてもらうとか、ちょっと議員が積極的に動いて、議員全体でこれでいいかという協議をして決めていくという作業が必要なんだろうなと、さっき私がお話したように、今度の意見交換会のアドバイザーくらいから始めたらというのは、全員でこの人いいからといって協議すると、多分なかなかまとまらないので、常任委員会レベルぐらいの6人だったら、話もまとめやすいかなというようなことで、しかも大学の教授もアドバイザーだったら来やすいかなというようなことも考えてそんなお話しをしたんですが、人選はなかなか現実的には非常に難しい課題が確かにあります。

後藤國弘委員

大学、学識経験者との連携先、運用方法ということで、大学の先生の意見を聞くというのは大変重要なことですがけれども、先ほど川柳委員言われたように、1人の先生の意見を聞くと、割と普通の人だと大学の先生が言っとるから正しいわということになっちゃうので、これが一番危険なことで、いろんな方の意見を聞くというのが大切だと思います。その辺で一つのテーマに対して、いろんな学識経験者の意見を聞くという機会があれば一番いいんですけれども、予算的に多分非常に難しいことかなと思います。これも常任委員会を2年にすれば、今年はこの先生、来年はあの先生というふうにやれるかなと思いますので、そういうことも含めて予算取りをしていただきたいなというふうに思います。

それから2点目として、大学の学識経験者というふうに

議会総務課課長 補佐	<p>限定しているんですけれども、行政の場合だと産官学ということで、やはり産業界の意見を聞かないと行政としては、例えば今回のAIオンデマンド交通なんかは、ウィーラーという民間会社がやるので、民間会社の意見もちょっと聞いてみようかという話もできるので、常任委員会で民間の企業を呼ぶということは何か障壁はありますか。</p>
南谷清司委員長	<p>つい先ほど補足させていただいた話と重複するところがありますが、いわゆる委員会の調査活動としての専門的事項調査については、学識経験者ということに限っておりませんので、今言われた関係する民間企業、団体、調査に必要な人をということで、呼んでいただけるかと思います。</p>
後藤國弘委員	<p>学識経験者なので、識者であればいいわけで、大学の教授である必要は別に何もありません。もう一つ、委員会で呼ぶだけだったら、参考人として呼べば今でもすぐできるし、6000円の謝金で参考人で呼ぶというのは、今取ってある予算の実質的な意味になるので、それをやろうと思えば別にすぐできるんですが、その辺も踏まえてこれが前年度から継続に出てきているということは、何も言わずにすれば、各委員会で皆さん頑張って参考人を呼んでくださいね、少なくとも1回はやりましょうという話でも終わってしまうんですけれど、これは私の頭の中の話ですけど。</p>
花村委員	<p>今の話だと、産業界からも呼べるということなので、産業界の場合だと行政にプラスとかそういうことであれば、自分のやっている業務等にプラスであれば、その経験者は謝金云々の話ではなく来ていただける可能性が高いので、そういったところの話もしっかり聞けると常任委員会の活性化にはつながっていくかなと、そういうふうに思っていますので、その辺もきちっと、いわゆる学識経験者となると、こういう書き方をすると、どうしてもそれなりの研究機関とか大学とかということになってしまうので、もう少し幅を広げた表現にしたらいいかないと、そういうふうに思います。</p>
花村委員	<p>私の認識として大学学識経験者の連携というふうに行った場合に、連携の目的、確認で、委員長書かれた活動のあり方の確認であるとか、そして議会全体か委員会ごとに連携かという関係では、議会全体で連携というようなイメージを持っておりまして、アドバイザー的に割と長期間にわ</p>

	<p>たって委嘱するというようなイメージを持っておりましてけど、先ほど川柳委員が言われるように、委嘱した先生の考えに傾倒してしまうという危険性も心配をしておったところでもあります。そういった認識を持っておったけれども、連携という第一歩としては、委員長言われるように意見を求める、あるいは参考人として呼ぶという形で来ていただいて、委員そして議員の思考を深めるというお手伝いをさせていただくというのが、まず、いいのではないかというふうに思います。</p>
南谷清司委員長	<p>そうしますと、人選の課題とか多様性の確保とか、いろいろ課題はあるんだけど、第一歩をとにかく踏み出そうという、そういう意見は皆さんの共通認識であるかなと思います。その第一歩を委員会単位で参考人として呼ぶか、今度の市民意見交換会のアドバイザーで呼ぶか委員会ごとによってテーマも違いますから、やりやすさがいろいろあるでしょうから、議会改革特別委員会からの提言として、今年度1回は委員会で外部の有識者なり専門家なり、そういう人を呼んで、少なくとも1回はやってみましょうという、そういう提言を議会改革特別委員会として出す。できれば正副委員長会議で申し合わせをしてもらうというような話になるんですけど、そんな形でまとめさせていただくのはいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷清司委員長	<p>そういう提言は、早速、今議会末の全協で報告するという流れになるのかな。手続き上の流れはまた後日、スピード感がいきますので、今任期中というのと、できれば全協で、提言だけなので報告して、さらに踏み込むんだったらそこですぐ正副委員長会議を開いていただいて、申し合わせするという話になるけど、ちょっとスケジュールを議長さんや副議長さんや議運とも相談していただいて、スケジュールをちょっとお願いします。</p>
藤川議長	<p>今の話の確認をさせていただきたいんですけど、各委員会において参考人招致という形で。</p>
南谷清司委員長	<p>意見交換会のアドバイザーを呼ぶという方法でも。</p>
藤川議長	<p>それに限らず、いろいろな形で外部の有識者、民間も含</p>

めてお招きするという事なんですけど、やはりテーマが大事だと思いますので、参考人は必要に応じて、こういうテーマがあって、有識者、専門家にお話を伺いたいということがあったときにお伺いしましょうという手段の一つとして選択するものでありまして、目的と手段が逆になってしまわないようにということだけは、参考人を招くために何かをするというものではないということだけはご留意願えたらと思います。

南谷清司委員長

議長からそういうご指摘ですので、それは当然のことですので、何かテーマがあるから、もっと調査したいから参考人を呼ぶと、その原則は当然の話です。そういう意味で、その意見交換会があったときに、テーマは決まっていますから、市民からも意見出るし、それについて、まずは専門家に来てもらって、アドバイスを軽くいただくと、評価していただくと、あるいは専門的な見地から他所はどうだという話をもらうとか、その方が多分やりやすいだろうなど私は思ってそんなことを言っただけですけど、その辺もまた提言のところに、留意事項もきちっと入れて話をさせていたいただきたいと思います。いずれにしても各委員会で誰を呼ぶかというのは非常に難しい話ですので、うまくまとまるかどうか、またご審議が必要になると、そういう審議も、委員会の活性化につながるだろうなというふうに思っております。よろしいですか。

(異議なし)

南谷清司委員長

それではよろしく申し上げます。

次に4つ目、今日のレジュメでは3つ目、議員章、手帳の交付についてです。前回、議員の駐車料金の話が川柳委員から提案がありました。私の方で預かりというか検討させていただきますということで預かっておりました。私の考えたことをちょっとご報告をさせていただきます。1つは、これをやるとなると、条例とか要綱とかいろんな市の収入に上げるわけですので、いろんな議会を経る手続きはいろいろあります。その中で一体どういう単価計算、どういう収入の仕方をする、事務局が現金で集めるのかどうするんだという収入の方法、そうすると、領収書を出すのかとか、実際の手間の問題等があるので、なかなか慎重に考えないといけないなど、実際にやっているところもどうもあるようですので、そういう事情調査等もしないといけない、

これは1つです。もう1つ、これが1番大きいんですけど、議会改革で取り扱うテーマを決めるときにですね、全議員の皆さんにアンケートをとって、そのアンケートから、拾い出しているんです。このテーマは最初になかったテーマで、結構大きいテーマなので、それをここで急に上げるのもちょっと無理があるかなということで、先ほどの行政視察の件じゃないですけど、次の任期が始まる時に、また何らかの各会派に調査が行くか、全議員に調査が行くかわかりませんが、そこで挙げていただいて、次で議論した方がいいのではないかなと、そんなことも判断をして、今日お話をさせてもらっているんですが、いいですか、そんな方法で。

川柳委員

委員長に積極的に、こういうふうに取り上げていただくとも思えないくらいの私の意見でしたけど、要は、私が何でこれを言い出したかということ、今、羽島市は財政安定化の対策をしている状況下にあるということと、他の自治体の中で、職員の駐車場有料というところは、有料の方が少ないと思うんです。そういう中で職員の皆さんもこの庁舎に働きに来るのに駐車料金を払っているんだったら、私達議員もここで働くわけだから、同じ扱いになっていいんじゃないかなというのが私の意見の根本的なところなので、そういうふうにご検討いただけてだけでもすごくありがたいというふうに思っていますので、私の意見はそういうふうです。

南谷清司委員長

次の任期の委員会、来年度ということになるんですが、今回、海外視察とか政務活動費とかいろいろあるんですけど、もうちょっと広く、国の政治で言うと議員特権なんて言われていますけど、そんな構えた話ではないんですけど、そこを見直すというのも1つあるかもしれないと思います。また次、提案をどなたかしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

実際上げられていたのは、グリーン車利用、海外視察、議員バッジ、議員手帳というようなことなんですが、政務活動費については、使い方は今の状態でいいのかどうかと、この根本は、政務活動費は広報で全部使っちゃって本当にいいのかと、要するに、本来は調査活動で使うべきものじゃないかという、そういう意見です。そこに一定のルールをはめにいくのか、そのまま議員のそれぞれの活動に合わせていくのかというようなことが政務活動費のところ

議会総務課課長
補佐

す。

まず、1番考えやすいグリーン車利用及び海外視察の廃止というところですが、内規あるいは申し合わせ等に定められているところですので、その改正ということになりますが、ちょっと事務局の方でご説明願えますか。

今日お配りさせていただいた資料、羽島市職員の旅費に関する条例と羽島職員の旅費支給規則というものと羽島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例ということで、3種類お配りさせていただきました。まず、グリーン車の利用に関しましてお話をさせていただきますが、羽島市職員の旅費に関する条例の資料をご覧いただいて、12条の(4)ここには、特別車両料金ということで、この特別車両料金というのがグリーン料金に当たる文言になってまいります。いわゆるグリーン料金を徴する客車を運行するもので旅行する場合、市長が必要と認める場合に限り、特別車両料金を支給するということとなりますので、端的に言えばグリーン料金を支給しようとするならば、必要と認めてもらう必要がありますので、現時点で自動的にグリーン料金が支給されるということにはなっていないということをご説明させていただきます。

次に、海外視察の関係につきましては、例規集というタイトルの資料の中の申し合わせ事項になります。申し合わせ事項の131ページをお開きいただきたいと思います。これの真ん中から下辺りになりますが、先進都市行政視察に関する事項というところで、第20が行政視察について4種類列記しております。第21というところで海外視察は当選3回以上の議員の中から選出するものとし、各年度とも予算の範囲内で3人以内を派遣するものとするということで、羽島市議会では根拠を設けております。

南谷清司委員長

まず、グリーン車利用は市議会独自の規定はないということは、市職員の旅費規定に準ずるということで、市の旅費条例ではグリーン車は使うことは通常ない、別途市長かどこかと協議して、許可が出れば使えると、常識的にはよほど偉い、グリーン車しか乗れない人の随行をしないといけないとか、そういうときにグリーン車料金が奮発して出る可能性があるけど、まずそんなことはあり得ない、議員の場合は特になんということですよ。

もう1個、海外視察については、今の議員の申し合わせ事項に規定があるけれど、私の知る限り、最近はないんじ

花村委員	<p>やないかなというふうに思っておりますが、しかもなんで3回以上なのか、そこもよくわからんですけど、これは単純に削ってしまうのか、海外視察は原則として実施しないとするのか、何かちょっと表現を変えるのか、今行く可能性もあまりないですしというところですよ。</p> <p>資料の、海外行政調査は現況の時代背景のもとで認めることは適当でなく、今期は認めないこととするという資料が目についたんですが、これはどこから出典しているのか教えてください。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>花村委員からお話いただいたのが、別の話で用意させていただきました熊本県八代市議会の申し合わせ事項に記載されたものです。</p>
南谷清司委員長	<p>なかなかいい文ですね、海外視察は現況の時代背景のもとで認めることは適当ではなく、当分の間認めないこととすると、こうやって改正するとなかなかスッキリする。</p>
安藤委員	<p>やはり委員長おっしゃったように、今の時代必要ないかなと思いますし、視察ですから、学びに行くということですので、海外に行く必要はないかなと思いますので、先ほどおっしゃった八代市の、本当にいい文だと思います。これを利用したらどうかなと思います。</p>
佐藤委員	<p>八代市の案を利用するという案が出ておりますけれども、それは利用してもいいかなと私も思うところではありますが、第21の海外視察は当選3回以上の議員の中からというのが、そもそもちょっと意味がわからないのと、その3人以内を派遣するというのも根拠がよくわからないので、この第21条そのものを削除した方がいいのではないかなというふうに私は思っているところでございます。</p>
南谷清司委員長	<p>削除はいいんですけど、削除すると規定がないので、規定がないと、それなら行けるじゃないかという人が世の中出てきますので、その点は原則として何なりを入れようかという話が多分あるんですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>この規定、ちょっと違和感がありまして、当選回数が例えば7回以上の議員から視察をとということを考えると、そ</p>

	<p>れはおかしい、それも1回ではだめなのかというところも言えないからそれはそれでおかしい、あとは人数制限に関しても、全協のときを申し上げたんですけど、やはり近隣諸国の場合は予算があまりかからなかったりもします。ですから、人数制限そのものの根拠というのはよくわからないところもありまして、第21については廃止を、そもそも必要性がないような制限がかかっているものですから、要らないのではないかと考えております。以上です。</p>
南谷清司委員長	<p>それで、海外視察は実施しないという文言の条項を新たに入れますか、それとも何もなしで、海外視察はその都度審議するということでのいか。</p>
佐藤委員	<p>必要性についてその都度審議をするということにしておけば、その限りでよろしいのではないかと考えます。</p>
川柳委員	<p>私はグリーン車にしても海外視察にしても、なんでこの話題が出てくるかというところ、市民受けだと思ふんです、本音は。例えば、当選3回の人に行けるというようなことですが、3回も議員やっていらっしゃるんで、本当はベテランの人に海外に行ってもらおうというのは建前かもしれませんが、本当はご褒美なんですよ、昔決めた人は、こんなもん外せばいいと思ふんです、ご褒美のためにやるのであれば。だけど、ご褒美とは言えないので、経験を3回くらい積んだ見識のある議員の人に行かせるというのがいわゆる建物になっているんですけど、そういうのは外せばいいと私も思ふし、例えばグリーン車にしたって、私はどうしてもその日時に行かなきゃいけないとなれば、手段は選ぶべきじゃないと思ふので、どうしてもその任務を果たすためには、市長の許可という、いわゆる柔軟に考える手段があるのであれば、その通りにいけばいいと思ふし、海外にしても、例えば今、羽島市はスリランカと友好姉妹提携とか何とかしているのであれば、どんどん行くべきだと思ふので、行く方法をなくすことは絶対だめだと思ふけど、それに関しては市民受けを狙うのか、本当に議員の今のこの予算を大事にするのかちょっとわかりませんが、行く可能性を全部消していくのはするべきではないというふうには私は思ふ。</p>
後藤國弘委員	<p>今、川柳委員の言われた通りだと思ふので、海外視察に関して、海外視察は行かないというふうには規定しちゃ</p>

うのはちょっとあれだと思うので、やはり可能性は一応残しておくべきもので、海外視察をする場合にはある程度どういった目的でということを引きちと議運なり、議長なりの許可を得て行くというような形のキーポイントを残しておくべきだと思います。グリーン車に関しては、市の職員の規定通りでいいと思います。あと、3期以上というのはよくわからない話なので、これは即廃止すべきものだと思います。

花村委員

この第21の申し合わせ事項については削除すべきだというふうに思います。その代わりに八代市の申し合わせ事項を事務局の方で用意していただきましたが、こういった形で置き換えるのが適当ではないかと思いますが、八代市の方、後段で今期は認めないこととするというふうで会期ごとに申し合わせ事項を決めてみえるかどうかわからないけど、今期というふうに書いてあるので、これを当面は認めないこととするというふうに羽島市議会の申し合わせ事項第21を置き換える形はどうかというふうに考えたところであります。

南谷清司委員長

全面的になくすという記述に差し替えるというのと、何らかの道を残しておくという記述に差し替えるというのと案が2つあって、僅差という状況なんですけど、今の規定を廃止するという事は皆さん同じですので廃止は決まると、廃止の代わりに、海外視察に関するどういう文言を入れるのかと、将来の見込みを入れるのか、当面にするのか、ずっとにするかというところの差がございますので、次回その3通りのパターンの条文案を作ってきますので、それをもとにして相談をしましょう。何も急ぐ話ではありませんので、そのパターンの条文案を作ります。

ところで、羽島市は国外の姉妹都市ないんですよね。これがひょっとして、どこかと姉妹都市を結ぶと、市長と議長が行くという話に必然的になるんですよね。県なんかだと、ブラジルの日本人会が50周年やるとか100周年やると、知事と議長が行くんですよね。そういう公式のことが羽島市は多分これからもずっとないと思うんですけど、それもある程度考えたら、申し合わせというか内規にしていけないといけないとは思っていますので、ちょっとまた条文の案をいくつか作って、それを見ながら検討をお願いします。

それでは、議員バッジ、手帳ということですか。これも要

議会総務課課長 補佐	<p>するに議員がお金を払わずに何かを貰うという、駐車場も同じなんですけれど、いろんなのがあって、実費弁償でもらうのはいいとしても、こういうものはどうなのかなという話が根本にあるんでしょうけれど、ちょっとお尋ねしますが、市の職員の記章というのは貸与か交付かどちらですか。</p>
南谷清司委員長	<p>こちらは貸与です。</p> <p>市の方は議員バッジに相当するものは貸与です。議員バッジは今は交付になっていると、この前の全協では、初めてなったときはあげて、次はなしという話ですったもんだして、例年通りということになったんですけど、その辺もどうかなということなんです。議員手帳も貸与か交付か、そもそもいるのかという話もあります。議員バッジは要るだろうなど、記章ですからいるかなと思いますけど、この辺りもどうするかですね。理屈は貸与か交付か、貸与にすると4年終わると返す、また新しい任期になったら借りる。それか交付しっぱなしで4年間、当選してまたずっと使うのか、あるいは4年ごとに新しいのがどんどんもらえるのか、これも先ほどの税金でどうするかという、議員特権って一体何だという、あるいは議員の品位を保つためにはこの程度は当然やらなきゃいけないだろうという話なのかという、そのバランスになると思いますが、またちょっと考えていただいて、1人1人お聞きしますので、お願いします。今ちょっと聞こえたんですけど、議員手帳の終わりの方か前の方に身分証明書があるんです。その身分証明書は議員手帳である必要は何もないですので、市の職員と同じように、紙にちょっと印刷して、パッチすればそれで済む話ですので、それは大きな検討ポイントではないとは思いますが。</p>
佐藤委員	<p>議員バッジについてなんですけど、全協のときによくわからなかったのを改めて伺いたいのですが、議員バッジは貸与であるのか、それとも交付であるのかお答え願います。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>羽島市議会に関しましては、これに関する明文の規定はありません。慣例上、交付しているというふうに考えられます。</p>
南谷清司委員長	<p>規定はないけれど、慣例として交付という形をとって</p>

安藤委員	<p>るということですね。</p> <p>議員バッジに関しては、貸与にしていればこの前のような問題は起きないと思うんですが、使い回しになると今度新しい議員が誕生したときに、古いのが来ると嫌だなということも出てくるかなと単純に思います。あと、手帳なんですけど、身分証明書がついていて、先輩方にお聞きしますが、これを提示することはありますか。</p> <p>(「一度もないな」と呼ぶものあり)</p>
安藤委員	<p>ならばこの手帳は発行が議長会になっておりますので、おそらく義理で買われているんだろうと思いますので、廃止でも結構だと思います。</p>
佐藤委員	<p>議員バッジについてなんですけれども、そもそも必要性自体がちょっと疑問であると考えております。2点目は、仮に議員バッジを維持するとしても、そもそも4年ごとに配るという現行の運用は問題がありますから、それはやめるべきだと思います。次に、手帳については、身分証を兼ねておりますところを身分証の交付に代えるべきであり、手帳としては廃止をした方が良くと考えております。</p>
川柳委員	<p>前回、質問しようと思ってしなかったことがあって、議員手帳は1冊いくら払っているのでしょうか。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>現在、1冊1000円となっております。</p>
川柳委員	<p>ありがとうございます。1冊1000円ということで、私、白い袋から出したこともないくらいだったので、1000円と聞くと申し訳ないなというふうに思います。私の意見としては、確かに身分を証明するという点について手帳が有効であるとするとなれば、確かに議長の印鑑がついてあるわけだから尊いものと思うんですけど、私はこのIDに顔写真入れて身分証明にするんだったら、顔写真と羽島市の議員であるということを書いて、印鑑っぽいものを印刷してもらった方がどれだけありがたいかわかりませんので、私はこういう職員と一緒にものを作っていたきたいなと思います。手帳については不要で、あるいは欲しい人が買うというふうでいいと思います。議員バッ</p>

	<p>ジについても同じ考えで、例えば当選したときの議員バッジがすごく神々しく見えて、それをずっと使いたいという人もいれば、4年後に再選されて、新しい議員バッジをもらいたい人もいるだろうし、いらない人もいるし、必要ですかと聞かれて、初めてもらえばいいと思うんですけど、初当選した人にそれは難しいと思うんですけど、再選された方については、必要に応じて議員バッジを交付すればいいという、そういう意見を持っています。以上です。</p>
南谷清司委員長	<p>要するに希望者に交付するという、そういうことですね。</p>
後藤國弘委員	<p>バッジと手帳の話、身分証明書の話なんですけど、特別職の公務員ということであれば、私が経験した羽島市消防団の場合は、副団長をやっておりまして、副団長のバッジと、手帳は全員がもらうんですけど、これは全部貸与です。辞めたときに全部お返しするという形をとっておりますので、こういうふうにしていけばいいんじゃないかなと思います。バッジが欲しいという方は、確か事務局を通して買えますので、そういう方はそこで買っていただければ、副団長の場合もそうでした。貸与されるバッジは1つで、もっと欲しいという方は買うんですけど、買った人はいないんですけど、そういう形でいいんじゃないかなと思いますし、手帳の場合は、ちょっとお付き合い等もあるので、やめてしまえとはなかなか言いづらいんですけど、それは議長判断というか、羽島市議会判断でどうするかは決めていただければいいと思いますけれども、身分証明書は先ほど川柳委員言われたような形で、現在いただいているカードをIDカード代わりにすればいいかなと、そういうふうに思っています。</p>
花村委員	<p>バッジについては、新しく当選された方は交付、2期目以上の方は希望者に交付はどうかなというふうに考えておるところです。手帳については、希望された方が自分のお金で事務局を通して購入するというふうが適当ではないかと考えます。</p>
南谷清司委員長	<p>ありがとうございます。まず、議員手帳については公費で一律購入することは少数意見なんですけど、お付き合いとか、全国との関係は特に気にする必要はないそうなんです。</p>
議会総務課課長	<p>議員章も手帳も市では自社でそれを作り切ることができ</p>

補佐	ないので、いわゆる取りまとめ、標準様式で作ってあるというふうに思っただけならばということで、特に買う義務があるというわけではないということです。
南谷清司委員長	<p>ということであれば、議員手帳は公費で一律購入して交付することはなくて、希望者がいらっしゃれば、購入の便宜を図るということですよさそうですね。身分証明書については、IDとか、入室カードですね、これを使うということも案としてあるんですけど、これはちょっと事務局の方で検討していただいて、そっちの方がかえって手間暇がかかる、お金がかかる場合もありますので、ちょっと検討していただいて、手間暇かからず金がかからないか、あと、失くしたときのリスクもありますので、ちょっと検討していただいて、また次のときに教えてください。</p> <p>その次が議員バッジです。これはちょっと意見がわかれていました。每期交付するという意見は、全員に交付するという意見はなかったです。それで、最初はいいとして、次のとき、2期目、3期目、4期目のときに希望者にするかどうかという話。</p>
佐藤委員	<p>議員バッジなんですけど、そもそも種類が確か3種類ぐらいありますよね、裏に紐みたいなのがついているパターンとそうじゃないパターンがあって、それで、スペアが欲しい方というのは、失くすからスペアが欲しいという方が結構多いので、最初から紐が付いた議員バッジを交付すれば、スペアのニーズも減るのではないかなという所を思っているんですけど。</p>
南谷清司委員長	<p>紐付きって大きくなるの、どういうふうなんですか、その3種類というのは、ちょっと実情を教えてください。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>紐付きに関しましては、若干、目視ではわからないくらい径がほんの少し大きくなるだけ、ただ、紐がつく分費用がかかりますので、現在の予算要求の状況で申しますと、一番最低限書くことができる額での要求ということでさせていただきます。</p>
南谷清司委員長	<p>経費節減には逆行すると、そういうことですね、なかなか議員バッジは意見がわかるんですね。そうしますと、今あったのは、完全貸与、1期目は交付、2期目以降は貸与と1期目は交付、2期目以降は希望者に交付ということ</p>

佐藤委員	<p>ですね。それぞれについて意見があったらお願いします。</p> <p>バッジの廃止ということに関してなんですけど、今は着用義務があるじゃないですか。それを任意とするというふうに改正できれば、別に着用しなくてもOKになるので、失くすリスクとかを検討しなくてもいいかなという側面があるんですけど、それに関してはいかがですか。</p>
南谷清司委員長	<p>着用義務はどこかで決められてるんですか。私自身は着用義務の明文化されたものはあんまり記憶にはないんですが、いわゆる慣習ですけど。</p> <p>それでは、目標の11時半になりましたので、ちょっとややこしいですので、1回論点整理を私の方でさせていただきます。規定ももう少ししっかり確認して、論点整理して、ちょっと仕切り直しさせていただきます。最後の議員控え室割当ての話も次へ送らせていただきまして、次回の日程を、10月ですね、行政視察が入ってますので、それを避けて、今回は10月17日、15時からお願いします。</p> <p>それでは、議会末の全協で、私の方からさっきの学識経験者の今年頑張って一つやってみましょうという話を、ちょっと手続き上しっかり確認をしてですけど、それでOKというふうだったら話をするかもしれませんので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、以上で議会改革特別委員会を終わりますが、議長さん何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷清司委員長	<p>それではこれにて会議を閉じます。どうもありがとうございました。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了＝午前11時33分】</p>